

令和3年4月14日

加盟団体会長 殿

(一社) 渋谷区体育協会  
理事長 野末 雅文

## 「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に伴う 区スポーツ施設の運営方針と各種事業の実施について

平素より渋谷区体育協会事業に対しご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、4月12日より東京都に「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。これに伴い、スポーツ振興課から示された区立スポーツ施設の運営方針を連絡すると同時に、体育協会関連事業の実施について下記のとおり方針を定めましたので連絡いたします。

なお、再三お願いしていることではございますが、スポーツ事業を継続していくにあたっては、主管団体の皆様の協力が不可欠となります。感染防止対策を今一度見直していただき、施設や事業の内容に合わせたきめ細やかな対応を事業に関わるスタッフで共有し、参加者の協力を得て確実に実施していただきますよう何卒よろしくお願い申しあげます。

記

### 区立スポーツ施設の運営方針

1. 体協事業（当日参加型・オープンクラブ・共催教室）を含む個人利用、団体利用は20時までの運営とする。
2. 団体利用（屋内、屋外、プール）の20時をまたぐ予約枠（19時～21時など）は、20時までの利用が可能。
3. 例外としてスポーツセンターの屋外施設の利用はコマが18時20分～20時20分と他と異なるため20時20分まで利用可能とするが、20時までの利用とするよう利用団体に協力を求める。
4. 利用料金は夜間の最終コマが短縮される場合は、その時間分減額する。（今週中にシステム上に反映する）
5. 上記1～4の適用期間は、4月19日（月）～5月11日（火）とするが、状況により変更する場合がある。

### 体育協会関連事業の実施について

#### 1. 開催時間について

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」の要件を踏まえ、関係者が20時までに施設から退館できるように事業内容の見直しをお願いします。

#### 2. 大会の開催について

安全に大会を開催することが可能であると主管団体が判断した場合、感染防止対策を講じたうえで開催してください。

→ 裏へつづく

### 3. 大会以外の事業（下記）の実施について

各競技種目の特性及び各事業の内容を勘案し、主管団体が感染防止対策を講じたうえで実施可能と判断した場合、継続または再開してください。

#### (1) 体育協会主催・共催事業

- ①ジュニアスポーツ育成事業（少年野球・サッカー・柔道・空手道・バドミントン・バスケットボール・バレーボール・卓球・陸上・馬術・ボウリング）
- ②地域スポーツ普及・振興事業  
当日参加型スポーツ・オープンクラブ・初心者教室

#### (2) 加盟団体主管事業

- ①ダンススポーツ講習会（代官山・西原）
- ②弓道中級者以上講習会
- ③アーチェリー講習会
- ④居合道講習会
- ⑤西原・代官山水泳教室

※大会・事業に関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため年間計画等で施設を予約している事業を中止する場合は施設の返却が必要となります。必ず事務局までご連絡ください。

問い合わせ先：（一社）渋谷区体育協会事務局 和田・佐藤

TEL：03-3468-8721 / E-mail：jimu@shibutai.com